

踊る蛸事件

2016年5月9日

次の設例を読み、Xの請求が認められるか否かを考えなさい。

1. Xは大手水産物卸売業者であり、冷凍の生蛸を輸入商社から仕入れて冷蔵倉庫に保管し、これを加工業者や他の卸売業者に販売している。
2. Aは、たこ焼用とから揚げ用の蛸の加工と販売を主たる業とする小規模な加工業者で1か月当たりの売上げは、平均で600万円程度であった。
3. Xは、平成22年3月頃からAとの間で、スーパー向けに刺身用の大きいサイズの蛸を販売するため、一旦、Aに原料の蛸を販売し、Aにおいて加工をしたものを買取る取引を開始した。その取引量は、平成25年2月頃までXの買取分が約180ケース（400万円）であった。
4. Aは、平成24年12月ごろ、自分と取引のある長崎のB社の冷蔵倉庫に商品を保管することをXに提案してXの了解を得た。そして、同月末までに、第三者から購入して別の倉庫で保存させていたもの（刺身用の高級蛸が大半）約5000ケースの冷凍蛸をA名義でBに寄託した。以後、Xは寄託量が5000ケース前後になるように、購入した蛸を同様にA名義でBに寄託する取引を続けた。本件冷凍蛸は、ここから出庫された分を除いた残余の約7000万円分である。
5. Xが寄託した冷凍蛸の出庫は、AがBに寄託していた冷凍蛸（安価なたこ焼き用の蛸が過半を占める約500ケース）とは別扱いとし、XとBの窓口担当者との話し合いで、Xからの直接の指示により出庫する取扱いとされた。実際にも、平成25年2月までに累計約1000ケース（月平均で30ケース弱）が、この方法により出庫された。しかし、この出庫の指示の方法はBの内部では徹底しておらず、平成25年1月には、Aが、Xの指示のないままに、Xの寄託分から冷凍蛸40ケースを出庫する事件があり、Xは、Aから30ケースを戻させ、10ケースをAに対する売上として計上した。
6. Aは、多額の負債を抱えていたところ、Yに対し、蛸の一船買いをして利益を上げると嘘をつき、Yから、平成22年7月24日に6000万円を、弁済期を平成23年1月末日として借り入れた。この借入金の弁済期は度々延期され、AとYは、その最終の弁済期を平成25年2月28日とすることを合意し、同月24日、その債務を担保するため、Yのために本件蛸を担保として譲渡する旨の契約を締結した。しかし、Aは、その時点ですでに一括弁済する資力を欠き、A自身の寄託していた冷凍蛸はすでに別の借金の担保となっていた。
7. この契約に先だって、AとYは、平成24年2月24日の午前中に、Bの長崎工場に行き、本件蛸の数量を確認し、その寄託名義をYに変更した。
8. AはYに対する借入金を弁済できず、平成25年3月5日に、Yとの間で、本件蛸の所有権を確定的にYに帰属させ、清算金を支払わない旨が合意された。
9. 平成25年3月の半ば頃、Bへの出庫指示が拒否されたことで本件蛸の寄託名義人がYに移転していることを知ったXは、平成27年1月にYを相手に本件蛸の所有権に基づく引渡しを求める本件訴えを提起した。